

尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正について（素案） 概要版

1 条例改正の趣旨

尼崎市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月）で目指すこととしている循環型社会の形成や、生活環境の保全等を図るため、資源物の持ち去り禁止規定の追加を含む尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び尼崎市立クリーンセンター条例の一部改正を行います。

2 条例改正の背景等

(1) 尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の概要

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を補完するために、尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年条例第21号）を制定し、廃棄物の適正処理等に取り組んできました。

(2) 背景・問題点

ア 循環型社会の形成に向けた一層のごみ減量

●社会の変化に伴い廃棄物行政には、適正処理の確保だけでなく、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会を見直し、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の徹底により環境負荷が低減された循環型社会の形成や、脱炭素社会の実現が求められています。

●本市では、経済的かつ効率的なごみ処理体制を構築するため、令和13年度までに焼却施設の集約を伴うごみ処理施設の更新を予定しており、安定したごみ処理を行っていくためにも、継続したごみの減量化と適正処理の推進が必要です。

イ 共同住宅におけるごみ出しマナーと資源物の持ち去り

●共同住宅におけるごみ集積所の管理不良やごみ出しマナー、また、ごみとして出された資源物（缶・紙類など）の持ち去り行為については、定期的に市に苦情が寄せられており、これらの行為による周辺的生活環境・公衆衛生の悪化や、間接的に市民の減量・リサイクルへの協力意識が低下することを懸念しています。

(3) 対応の方向性

○循環型社会の形成や脱炭素社会の実現に向けては、3Rの中で最優先の取組であるリデュース（ごみとしない取組）を一層推進していく必要があり、それには、市による事業の実施だけでなく、製造・小売等の事業者の取組に加え、消費者である市民もライフスタイルを転換するなど、各主体が行うべき責務や義務のもと協力し取り組んでいく必要があります。

○リサイクル可能な資源物や本市では処理していない廃棄物がごみ焼却施設に搬入されており、これらを削減するために、ごみの分別・出し方やごみ処理施設への搬入に関するルールを明確化し、不適正排出・不適正搬入を防止する取組が必要です。

○共同住宅においては、所有者・管理者や居住者が、適正な施設の管理やごみ出しを行うようにするために、新たに施設の管理責任等を明確化するルールを設定する必要があります。

○ごみとして排出された資源物の持ち去り行為については、その防止を図り、市としての廃棄物処理の責務を果たすとともに、市民の健康で快適な生活を確保する必要があります。

(4) 条例改正の必要性

循環型社会の形成や脱炭素社会の実現に向けて、市民、事業者、行政、各主体のごみ減量等の取組を継続的に進めるとともに、資源物の持ち去り防止等といった現在抱えているごみに関する課題を解決するためには、各主体の責務の明確化や、守るべきルールとしての義務を定める必要があります。

そこで、本市のごみの処理等に関して必要な事項を定めている尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び関連する尼崎市立クリーンセンター条例を改正し、それらを定めることとします。

3 尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正の骨子

(1) 条例の目的

生活環境の保全、公衆衛生の向上及び循環型社会の形成を図ることを条例の目的とします。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

3Rの促進による廃棄物の減量推進及び廃棄物の適正処理のために必要な施策を実施しなければならないことや、再生利用可能な物を使用する等、廃棄物の減量に向けて実施に努めなければならない事項を定めます。

イ 事業者の責務

3Rを促進することにより廃棄物の減量に努めることや、簡易な包装の推進等、廃棄物の減量に向けて実施に努めなければならない事項を定めます。

ウ 市民の責務

3Rを図ることにより廃棄物の減量に努めることや、廃棄物の減量に配慮した商品の選択等、廃棄物の減量に向けて実施に努めなければならない事項を定めます。

(3) 大規模な事業用建築物における廃棄物の減量等の推進

ア 減量計画の作成、廃棄物管理責任者の選任等

○大規模な事業用建築物（以下「特定事業用建築物」といいます。）の所有者又は特定事業用建築物の全部の管理について権原を有する者（以下「特定事業用建築物の所有者等」といいます。）は、当該建築物から生じる事業系廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書（以下「減量計画」といいます。）を作成し、市長に提出するものとします。

特定事業用建築物としては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく特定建築物と「大規模小売店舗立地法」に基づく大規模小売店舗を対象とすることを想定しています。

○特定事業用建築物の所有者等は、廃棄物の減量等に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出るものとします。

イ 指導、勧告等

○市長は、減量計画の作成や廃棄物管理責任者の選任等に関し必要があると認めるときは、特定事業用建築物の所有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう指導又は助言することができるものとします。また、指導に従わないときは、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告できるものとします。

(4) 廃棄物の分別排出等の推進

ア 家庭系廃棄物の排出

事業者以外の土地又は建物の占有者（市民など）は、家庭系廃棄物を一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び方法に従って排出するものとします。

イ 事業系一般廃棄物の排出

事業者は、事業系一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従って排出し、処理するものとします。

ウ 指導、勧告、命令

○市長は、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分等に従わずに廃棄物を排出等した占有者に対して、改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができるものとします。

○市長は、指導を受けた者がその指導に従わないときは、その者に対して、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとします。

○市長は、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対して、改善その他必要な措置を講ずるよう命令することができるものとします。

エ 命令違反に対する公表、罰則

○市長は、命令を受けた事業者がその命令に従わないときは、その旨を公表することができるものとします。

○命令を受けた日から1年以内に、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分等に従わずに廃棄物を排出等した者に対して、2千円以下の過料を科す規定を設けます。

(5) 共同住宅のごみ集積所の清潔の保持等

ア 居住者へのごみの排出方法の周知等

共同住宅の所有者又は管理者（以下「共同住宅の所有者等」といいます。）は、居住者に対し、家庭系廃棄物の分別区分、排出日時及び排出方法を本市と連携して周知するとともに、当該共同住宅の所有者等が設けたごみ集積所の適正な管理等について指導するものとします。

イ ごみ集積所の清掃等

共同住宅の所有者等は、清掃を行うこと等により、ごみ集積所を適正に管理するものとします。

ウ 指導、勧告

○市長は、ごみ集積所を適正に管理しない共同住宅の所有者等に対して、改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができるものとします。

○市長は、指導を受けた者がその指導に従わないときは、その者に対して、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとします。

(6) 資源物の持ち去り禁止

ア 収集、運搬又は保管等の禁止

○行政回収
市、市から収集又は運搬の委託を受けた者及びその他市長が認めた者以外の者が、一般廃棄物処理計画に定めるところにより収集される家庭系廃棄物で、紙類、缶等を収集、運搬又は保管すること等を禁止します。

その他市長が認めた者としては、「紙類・衣類」の収集を行っている「紙資源回収協力事業者」を対象とすることを想定しています。

○集団回収

集団回収団体を構成する者及び集団回収団体が資源物を譲渡する契約をした者以外の者が、集団回収のために持ち出された紙類、缶を収集、運搬又は保管すること等を禁止します。

イ 収集、運搬又は保管等の禁止の対象とする品目

○行政回収

紙類、缶、フライパン等の金属製のごみ、小型家電等の電気機械器具

○集団回収

紙類、缶

ウ 指導、勧告、命令

○市長は、禁止した収集、運搬又は保管等の行為（以下「禁止行為」といいます。）をしていると認める者に対して、禁止行為を行わないよう指導することができるものとします。

○市長は、指導を受けた者が禁止行為をしていると認めるときは、その者に対して、禁止行為を行わないよう勧告することができるものとします。

○市長は、勧告を受けた者が禁止行為をしていると認めるときは、その者に対して、禁止行為を行わないよう命令することができるものとします。

エ 命令違反に対する罰則

○命令に違反した者に対して、20万円以下の罰金を科す規定を設けます。

○持ち去りを行った当事者だけでなく、行為を行うために雇用している法人等についても、20万円以下の罰金を科す規定を設けます。（両罰規定）

(7) 報告の徴収、立入調査等

ア 報告の徴収

市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者等に対し、必要な報告を求めることができるものとします。

イ 立入調査等

市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、建物等に立ち入り、必要な調査等をさせることができるものとします。

(8) 条例の名称

条例の名称についても、目的の改正に伴い「尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に変更します。

4 尼崎市立クリーンセンター条例改正の骨子

(1) 一般廃棄物の搬入基準

○クリーンセンターの使用許可を受けた者は、市長が別に定める一般廃棄物の搬入基準に従うものとします。

○市長は、クリーンセンターの使用許可を受けた者が一般廃棄物の搬入基準に従わないときは、当該一般廃棄物の受入れを拒否することができるものとします。

○市長は、搬入基準に従わないことを繰り返した者に対して、必要な措置等を講ずるよう勧告することができるものとします。

(2) 許可の取消し等

市長は、クリーンセンターの使用許可を受けた者が、次のいずれか該当するときは、収集運搬器材等のクリーンセンターでの使用の停止若しくは許可の停止を命じ、又は許可を取消すことができるものとします。

- ・クリーンセンターの施設を損傷し、その機能に障害を与えるような行為をしたとき
- ・使用料を指定期日までに納付しないとき
- ・勧告に従わないとき
- ・その他市長の指示に従わないとき

(3) 使用者の守るべき事項

○クリーンセンターを使用する者は、次の事項を守るものとします。

- ・許可を受けた廃棄物以外のものをクリーンセンターに搬入しないこと
- ・廃棄物の搬入に際して、廃棄物が飛散、流出しないよう防止し、クリーンセンター内をみだりに汚さないこと
- ・所定の場所以外に出入りしないこと
- ・クリーンセンターの機能に支障をおよぼすような行為をしないこと
- ・その他市長の指示に反しないこと

○市長は、順守規定を守らない者に対し、クリーンセンターの使用を拒否し、又は退場を命ずることができるものとします。

尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正について（素案）

1 条例改正の趣旨

尼崎市一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年 3 月）で目指すこととしている循環型社会の形成や生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るため、資源物の持ち去り禁止規定の追加を含む尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び尼崎市立クリーンセンター条例の一部改正を行います。

2 条例改正の背景等

(1) 尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の概要

本市では、昭和 48 年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律を補完するために尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を制定し、また、昭和 36 年にごみ処理施設の設置と管理に関して尼崎市立クリーンセンター条例を制定し、廃棄物の適正処理等に取り組んできました。

(2) 循環型社会の形成に向けた一層のごみの減量

社会の変化に伴い廃棄物行政には、適正処理の確保だけでなく、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会を見直し、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の徹底により環境負荷が低減された循環型社会の形成や、脱炭素社会の実現が求められています。

さらに、本市では経済的かつ効率的なごみ処理体制を構築するため、令和 13 年度までに焼却施設の集約を伴うごみ処理施設の更新を予定しており、安定したごみ処理を行っていくためにも、継続したごみの減量化と適正処理の推進が必要です。

対応の方向性

本市では、これまでリサイクルに重点を置きごみ減量の取組を進めてきましたが、循環型社会の形成や脱炭素社会の実現に向けては、3R の中で最優先の取組であるリデュース（ごみとしない取組）を一層推進していく必要があります。それには、市による事業の実施だけでなく、製造・小売等の事業者の取組や、消費者である市民もライフスタイルを転換するなど、各主体が行うべき責務や義務のもと協力し取り組んでいく必要があります。

また、リサイクル可能な資源物や本市では処理していない廃棄物をごみ焼却施設に搬入されており、これらを削減するために、ごみの分別・出し方やごみ処理施設への搬入に関するルールを明確化し、不適正排出・不適正搬入を防止する取組が必要です。

(3) 共同住宅におけるごみ出しマナーと資源物の持ち去り

共同住宅におけるごみ集積所の管理不良やごみ出しマナー、また、ごみとして出された資源物（缶・紙類など）の持ち去り行為については、定期的に市に苦情が寄せられて

おり、これらによる周辺的生活環境・公衆衛生の悪化や、間接的に市民の減量・リサイクルへの協力意識が低下することを懸念しています。

対応の方向性

共同住宅においては、所有者・管理者や居住者が、適正なごみ集積所の管理やごみ出しを行うようにするために、新たにごみ集積所の管理責任等を明確化するルールを設定する必要があります。

ごみとして排出された資源物の持ち去り行為については、その防止を図り、市としての廃棄物処理の責務を果たすとともに、市民の健康で快適な生活を確保していく必要があります。

(4) 条例改正の必要性

循環型社会の形成や脱炭素社会の実現に向けて、市民、事業者、行政、各主体のごみ減量等の取組を継続的に進めるとともに、資源物の持ち去り防止等といった現在抱えているごみに関する課題を解決するためには、各主体の責務の明確化や、守るべきルールとしての義務を定める必要があります。

そこで、本市のごみの処理等に関して必要な事項を定めている尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び関連する尼崎市立クリーンセンター条例を改正します。

3 尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正の骨子

(1) 条例の目的

廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用（以下「発生抑制等」といいます。）を促進することによる廃棄物の減量の推進及び廃棄物の適正な処理の確保に関して、市、事業者及び市民の責務を明示するとともに、必要な事項を定めることにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び循環型社会の形成を図ることを目的とします。

(2) 定義

次に掲げるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」といいます。)及び循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 10 号)の例によります。

ア 家庭系廃棄物

家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいいます。

イ 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物をいいます。

ウ 事業系一般廃棄物

事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

エ 資源物

紙類、布類、及び缶その他の市長が別に定めるものをいいます。

オ 集団回収

自治会、町内会その他の営利を目的としない団体が、自主的に資源物の収集及び保管を行うことをいいます。

カ 集団回収団体

市長が別に定める方法により登録を受け、集団回収を行う団体をいいます。

(3) 各主体の責務

市、事業者、市民の責務に次の事項を定めます。

ア 市の責務

- (ア) 市長は、廃棄物の発生抑制等の促進による廃棄物の減量の推進及び廃棄物の適正な処理を確保するために必要な施策を実施しなければならないこととします。
- (イ) 市長は、一般廃棄物の減量に関し市民及び事業者の自主的な活動を促進するために必要な措置を講ずるものとします。
- (ウ) 市長は、廃棄物の減量を推進し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとします。
- (エ) 市長及びその他の市の機関は、物品の調達に当たっては、再生品又は再生利用が可能な物の使用を促進する等により、自ら廃棄物の減量に努めるものとします。

イ 事業者の責務

- (ア) 事業者は、その事業活動に際して、廃棄物の発生抑制等を促進することにより、廃棄物の減量に努めるとともに、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任と負担において適正に処理するものとします。
- (イ) 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰な包装を自粛し、簡易な包装を推進すること等により、廃棄物の発生を抑制するよう努めるものとします。
- (ウ) 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいいます。）、再生部品（同条第5項に規定する再生部品をいいます。）及び再生品の利用に努めるものとします。
- (エ) 事業者は物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再使用又は再生利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再使用又は再生利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再使用又は再生利用の方法についての情報を提供すること、使用後の製品、容器等の回収策等を講ずること等により、その製品、容器等の再使用又は再生利用の促進に努めなければならない。

ウ 市民の責務

- (ア) 市民は、廃棄物の発生抑制等を図ることにより、廃棄物の減量に努めるものとします。
- (イ) 市民は、再使用又は再生利用の可能な物の分別等を行うとともに、集団回収等その他の廃棄物の減量を目的とする市民の自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量に努めるものとします。
- (ウ) 市民は、商品の購入に際して、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、再生品その他の廃棄物の減量に配慮した商品を選択すること等により、廃棄物の減量に努めるものとします。
- (エ) 市民は、使用後の製品又は包装若しくは容器を回収する等の再生利用を促進するための事業者の活動に協力するよう努めるものとします。

(4) 大規模な事業用建築物における廃棄物の減量等の推進

ア 減量計画の作成、廃棄物管理責任者の選任等

- (ア) 事業用建築物で規則で定めるもの（以下「特定事業用建築物」といいます。）の所有者（所有者以外にその特定事業用建築物の全部の管理について権原を有する者がいるときは、当該権原を有する者。以下「特定事業用建築物の所有者等」といいます。）は、市長が別に定めるところにより、当該建築物から生じる事業系廃棄物の減量及び適正処理に関する計画（以下「減量計画」といいます。）を作成し、市長に提出するものとします。減量計画を変更した場合も、同様とします。

特定事業用建築物としては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく特定建築物と「大規模小売店舗立地法」に基づく大規模小売店舗を対象とすることを想定しています。
- (イ) 特定事業用建築物の所有者等は、減量計画の立案、減量計画に基づく事業系廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を担当させるため、市長が別に定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出るものとします。廃棄物管理責任者を変更した場合も、同様とします。

イ 指導、勧告等

- (ア) 市長は、減量計画の作成及び提出並びに廃棄物管理責任者の選任及び届出に関し必要があると認めるときは、特定事業用建築物の所有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう指導又は助言することができるものとします。
- (イ) 市長は、3(4)イ(ア)の規定による指導をしたにもかかわらず、その指導を受けた者がその指導に従わないときは、その指導を受けた者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとします。

(5) 廃棄物の分別排出等の推進

ア 家庭系廃棄物の排出

市民などの占有者（事業者を除きます。）は、家庭系廃棄物を一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従って排出するものとします。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでないものとします。

イ 事業系一般廃棄物の排出

事業者は、事業系一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従って排出し、及び処理するものとします。

ウ 指導、勧告、命令

(ア) 市長は、3(5)アの規定に違反して家庭系廃棄物を一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従わずに排出した占有者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができるものとします。

(イ) 市長は、3(5)ウ(ア)の指導をしたにもかかわらず、その指導を受けた者がその指導に従わないときは、その指導を受けた者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとします。

(ウ) 市長は、3(5)ウ(イ)の勧告をしたにもかかわらず、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告を受けた者に対し、改善その他必要な措置を命じることができるものとします。

(エ) 市長は、3(5)イの規定に違反して事業系一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従わずに排出し、又は処理した事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができるものとします。

(オ) 市長は、3(5)ウ(エ)の指導をしたにもかかわらず、その指導を受けた者がその指導に従わないときは、その指導を受けた者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとします。

(カ) 市長は、3(5)ウ(オ)の規定により勧告をしたにもかかわらず、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告を受けた者に対し、改善その他必要な措置を命じることができるものとします。

エ 命令違反に対する公表、罰則

(ア) 市長は、3(5)ウ(カ)の規定により命令を受けた事業者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができるものとします。

市長は、公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、意見を聞くとともに、有利な証拠を提出する機会を与えるものとします。

(イ) 3(5)ウ(ウ)又は3(5)ウ(カ)の規定による命令を受けた日から1年以内に、3(5)ア又は3(5)イの規定に違反した者に対し、2千円以下の過料を科すものとします。

オ 排出禁止物

(ア) 占有者は、一般廃棄物処理計画に従い行われる一般廃棄物の収集に際して、次

に掲げる一般廃棄物を排出してはならないものとします。

- a 危険性のあるもの
- b 有害性のあるもの
- c 著しく悪臭を発するもの
- d 容積又は重量の著しく大きいもの
- e 3(5)オ(ア) a から3(5)オ(ア) dに掲げるもののほか、本市が行う一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある一般廃棄物

(イ) 占有者は、3(5)オ(ア)に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従うものとします。

(6) 共同住宅のごみ集積所の清潔の保持等

ア 居住者へのごみの排出方法の周知等

共同住宅の所有者(所有者の委託を受けて共同住宅を管理する者がある場合は、当該者)(以下「共同住宅の所有者等」といいます。)は、当該共同住宅の居住者に対し、家庭系廃棄物が適正に排出されるよう分別の区分、排出日時及び排出方法を本市と連携して周知するとともに、当該共同住宅の所有者等が設けた家庭系廃棄物を排出する場所又は設備(以下「ごみ集積所」といいます。)の適正な管理等について指導するものとします。

イ ごみ集積所の清掃等

共同住宅の所有者等は、清掃を行うこと等により、ごみ集積所を適正に管理するものとします。

ウ 指導、勧告

(ア) 市長は、3(6)イの規定に違反して共同住宅のごみ集積所を適正に管理しない共同住宅の所有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができるものとします。

(イ) 市長は、3(6)ウ(ア)の規定による指導をしたにもかかわらず、その指導を受けた者がその指導に従わないときは、その指導を受けた者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとします。

(7) 資源物の持ち去り禁止

ア 収集、運搬又は保管等の禁止

(ア) 行政回収

本市、本市から収集又は運搬の委託を受けた者及びその他市長が認めた者以外の者は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより収集される家庭系廃棄物で、紙類、缶等を収集し、運搬し、若しくは保管し、又はそれらの行為をさせてはならないものとします。

その他市長が認めた者としては、「紙類・衣類」の収集を行っている「紙資源回収協力事業者」を対象とすることを想定しています。

(イ) 集団回収

集団回収団体を構成する者及び集団回収団体が資源物を譲渡する契約をした者以外の者は、当該団体の集団回収のために市長が別に定める方法により持ち出された紙類、缶を収集し、運搬し、若しくは保管し、又はそれらの行為をさせてはならないものとします。

イ 収集、運搬又は保管等の禁止の対象とする品目

(ア) 行政回収

紙類、缶、フライパン等の金属製のごみ、小型家電等の電気機械器具

(イ) 集団回収

紙類、缶

ウ 指導、勧告、命令

(ア) 市長は、3(7)ア(ア)又は3(7)ア(イ)のいずれかの規定に違反している者に対し、3(7)ア(ア)又は3(7)ア(イ)の規定により禁止される行為(以下「禁止行為」といいます。)を行わないよう指導することができるものとします。

(イ) 市長は、3(7)ウ(ア)の規定による指導を受けた者が更に禁止行為をしたと認める時は、その者に対し、禁止行為を行わないよう勧告することができるものとします。

(ウ) 市長は、3(7)ウ(イ)の規定による勧告をしたにもかかわらず、その勧告を受けた者が禁止行為をしたと認める時は、その者に対し、禁止行為を行わないよう命じることができるものとします。

エ 命令違反に対する罰則

(ア) 3(7)ウ(ウ)の規定による命令に違反した者に対し、20万円以下の罰金を科すものとします。

(イ) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、3(7)エ(ア)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科すものとします。

(8) 報告の徴収、立入調査等

ア 報告の徴収

市長は、法第18条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者、事業者その他必要と認める者に対し、廃棄物の処理に関し必要な報告を求めることができるものとします。

イ 立入調査等

(ア) 市長は、法第19条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度

において、市長が指定する職員に、占有者、事業者その他必要と認める者が占有し、所有し、又は管理する土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができるものとします。

(イ) 3(8)イ(ア)の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならないものとします。

(ウ) 3(8)イ(ア)の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないものとします。

(9) 条例の名称

条例の名称についても、目的の改正に伴い「尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に変更します。

4 尼崎市立クリーンセンター条例改正の概要（骨子）

(1) 一般廃棄物の搬入基準

ア クリーンセンターの使用許可を受けた者は、市長が別に定める一般廃棄物の搬入基準に従うものとします。

イ 市長は、クリーンセンターの使用許可を受けた者が、4(1)アの一般廃棄物の搬入基準に従わないときは、当該一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができるものとします。

ウ 市長は、4(1)アの規定に違反する行為を繰り返した者に対し、期限を定めて改善その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとします。

(2) 許可の取消し等

市長は、クリーンセンターの使用許可を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、自動車その他の収集運搬器材のクリーンセンターでの使用の停止若しくは許可の停止を命じ、又は許可を取り消すことができるものとします。

ア クリーンセンターの施設を損傷し、その機能に障害を与えるような行為をしたとき

イ 使用料を指定期日までに納付しないとき

ウ 4(1)ウの勧告に従わないとき

エ その他市長の指示に従わないとき

(3) 使用者の守るべき事項

ア クリーンセンターを使用する者は、次の事項を守るものとします。

(ア) 許可を受けた廃棄物以外のものをクリーンセンターに搬入しないこと

(イ) 廃棄物の搬入に際しては、廃棄物が飛散、流出しないよう防止し、クリーンセ

ンター内をみだりに汚さないこと

(ウ) 所定の場所以外に出入りしないこと

(エ) クリーンセンターの機能に支障をおよぼすような行為をしないこと

(オ) その他市長の指示に反しないこと

イ 4(3)アの規定を守らない者に対し、市長は、クリーンセンターの使用を拒否し、又は退場を命ずることができるものとします。

以 上